

諮問書：JPRS-ADV-2004001

「JP ドメイン名の登録に関わる基本的な手続への柔軟性の導入」
に関する論点について

2004年5月25日
株式会社日本レジストリサービス

はじめに

日本レジストリサービス（以下「JPRS」）は、2004年4月28日に諮問書 JPRS-ADV-2004001 を提出いたしました。この諮問書は、JP ドメイン名の登録に関わる基本的な手続への柔軟性の導入に関する諮問事項に対して、答申をいただくことをお願いしております。

本資料は、諮問事項に関するご議論をいただく際の一助としていただくことを目的に、JP ドメイン名の新規登録、登録更新、廃止の基本的な流れと、登録者、指定事業者から見た手続をまとめ、方針を検討するにあたっての論点を整理したものです。

委員各位におかれましては、これらの論点に基づきご議論、ご討議をお願いいたします。また、本資料にてあげた以外にも検討が必要な点がございましたら、論点に加えていただければ幸いです。

諮問委員会事務局

JP ドメイン名の登録・更新・廃止の流れ

JP ドメイン名は管理指定事業者制度を採っており、JPRS に対するすべての手続は指定事業者から行われる。登録者は指定事業者に手続の申し込みを行う。

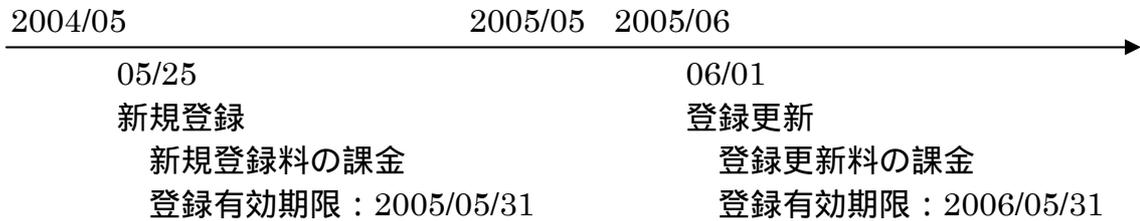
- JP ドメイン名の新規登録
 - 新規登録手続は、日々随時行われる。
 - 新規登録手続を行うことで JP ドメイン名が登録され、登録有効期限は1年後の同月末日と設定される。
 - 新規登録が完了すると、新規登録料が課金される。

- JP ドメイン名の登録更新
 - 登録有効期限が満了するまでに廃止されなかった JP ドメイン名は、自動的に登録更新される。
 - 登録更新が完了すると、登録更新料が課金される。

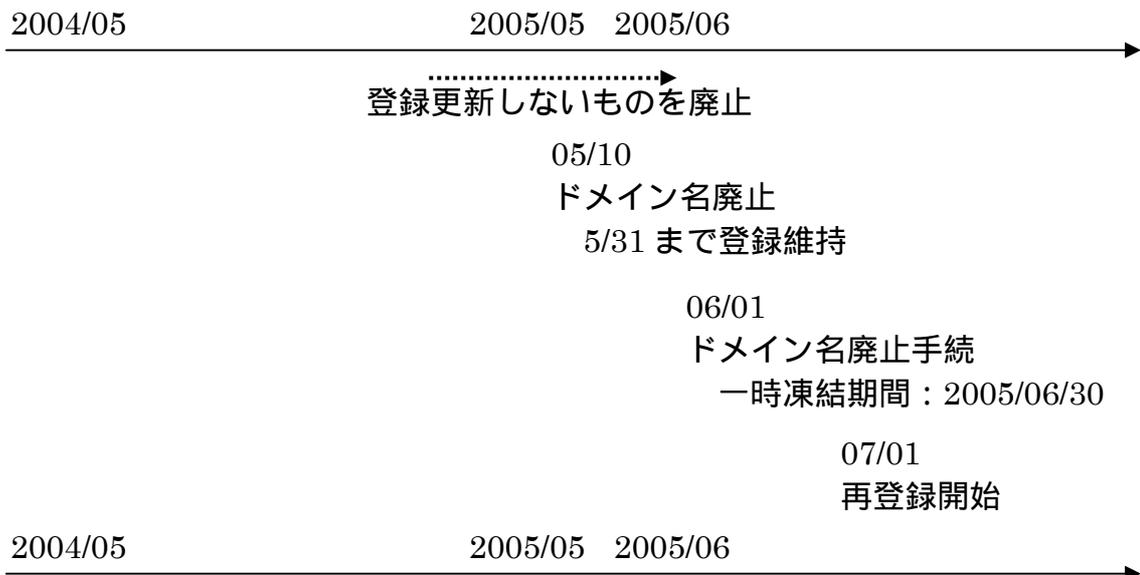
- JP ドメイン名の廃止
 - 廃止手続は、日々随時行われる。
 - 廃止手続を行うことで、JP ドメイン名は同月末日をもって廃止されることが予約される。
 - 廃止手続を行った後、同月末日に廃止が行われるまでの間、廃止手続を撤回することができる。
 - 月末時点で廃止予約が撤回されなかったものが、実際に廃止される。
 - 廃止された JP ドメイン名は、その後一時凍結期間を経て、再登録が可能となる。

ドメイン名の新規登録と登録更新の基本的な流れ

- 新規登録と登録更新



- 登録更新しない場合の処理



トラブルになりやすいポイント

- JP ドメイン名の新規登録

新規登録が完了した JP ドメイン名に綴りの誤りがあることが判明した。

正しい JP ドメイン名を改めて登録するために、再度新規登録料が発生する。
(二重の課金発生)

- JP ドメイン名の登録更新直前の廃止

一般に、指定事業者は登録有効期限前に登録者に対して登録更新の意思確認を行う。登録者に登録更新の意思がないものとして JP ドメイン名の廃止手続を行ったが、月末を越えて実際に廃止が行われた後に、登録者に登録更新の意思があることが判明した。

誤って廃止された JP ドメイン名は一時凍結期間となり、運用が停止。再登録は一時凍結期間後でなければ行えず、元の登録者が登録できるとは限らない。(運用の停止、再登録できない可能性)

- JP ドメイン名の廃止

登録者からの依頼により JP ドメイン名の廃止を行ったが、指定事業者が手続の際にドメイン名を誤り、他のドメイン名に対して廃止手続を行ってしまい、月末を越えて実際に廃止された後に誤りが発覚した。

誤って廃止された JP ドメイン名は一時凍結期間となり、運用が停止。再登録は一時凍結期間後でなければ行えず、元の登録者が登録できるとは限らない。(運用の停止、再登録できない可能性)

現在の規定と対応

登録規則において、以下の記述を行っている。

第 20 条（登録の更正・抹消）

当社は、過誤により処理された登録原簿の更正または抹消をすることができる。

（汎用 JP ドメイン名の登録規則では第 22 条）

この条文は 2003 年 11 月に改訂したものであり、それ以前は以下の記述となっていた。

当社は、過誤により登録された登録原簿の更正または抹消をすることができる。

この改訂は、登録された後の対応だけでなく、廃止された JP ドメイン名についても元の状態に復元することができることを目的として行った。

この規定により、「過誤」と認められる相当の理由がある場合には、登録の誤りの修正や、廃止されたドメイン名の復元などの措置を取ることができる状態となっている。

しかし、「過誤」の判断基準、事象が発生した後いつまで対応するか、という点について明確な基準を設けておらず、JPRS としては原則としてこの条文による対応は行っていない。

また、対応を求める登録者も、どのような対応が取られるのか知ることができず、指定事業者としても登録者に対する統一的な案内ができない状態にある。

登録者・指定事業者からの要請

以下の手続を規定し、その仕様について公開すること。

1. JP ドメイン名の新規登録後、一定期間の登録撤回期間を設ける。
この期間内に登録撤回手続を行うことで、新規登録料の課金もキャンセルされる。
2. JP ドメイン名の廃止後、一定期間の登録回復期間を設ける。
この期間内に登録回復手続を行うことで、廃止された JP ドメイン名を登録状態に戻すことができる。

論点

- 登録撤回、登録回復の手続を規定し、その仕様を公開するか否か。
 - 手続の公平な提供を行うためには、明確な規定とその公開が必要。しかし、無制限な提供は手続の悪用を招く。
 - 登録撤回は、意図的に登録と撤回を繰り返すことで、ドメイン名の不当占拠を可能とする。
 - 登録回復は、元の登録者が回復を望んでいない場合で、第三者が登録を希望している場合、登録回復後に移転を行うことで、先願主義に反した不公平な登録を可能とする。
- 登録撤回、登録回復の手続にあたって、その理由の提出を求めるか否か。
 - 個々の案件について理由の提出を求め、それを判断することで悪用の防止効果を高めることはできるが、手続が提供する側・行う側ともに高コストになる。
 - 手続の用途を規定として限定し、規則・契約によって遵守を求めることで、手続のコストは低くなるが、信頼モデルとなるため、問題の発生に対しては事後対応となる。
- 登録撤回手続を設けるにあたって、撤回後、すぐに再登録を可能とするか否か。

一旦登録された JP ドメイン名は、Whois において、登録状態にあることと、登録有効期限が公開される。同じ JP ドメイン名の登録を希望する第三者は、Whois でその内容を知り、自分が登録できるかどうかを確認する。

- 登録撤回後、通常ドメイン名廃止と同様に一時凍結期間を設けることで、そのドメイン名の登録を希望する第三者は、一時凍結期間後に登録することができる、ということを知ることができる。しかし、誤って登録されたドメイン名の登録撤回後、不要に第三者からの登録を拒む期間ともなる。
- 逆に、登録撤回後にすぐに再登録を可能とすると、事前にいつから登録が可能であるかを知ることができない。しかし、登録できる時期は早まることになる。

他 TLD における事例

gTLD (.com, .net) において、同様の手続きが存在する。

- 新規登録後の登録撤回期間 (Add Grace Period)
 - ドメイン名の新規登録後、5 日間設けられる。
 - この期間内に削除されたドメイン名は、新規登録料の課金がキャンセルされる。
 - 登録撤回は理由の如何を問わない。
 - 登録撤回されたドメイン名は、直後から他者による登録が可能となる。

- 廃止後の登録回復期間 (Redemption Grace Period)
 - ドメイン名の廃止後、30 日間設けられる。
 - この期間内に登録回復手続きがされたドメイン名は、登録状態に戻る。
 - レジストラはレジストリに対して理由書の提出が必要。
 - この手続きは、レジストリによる手続誤り以外の場合は有料。